

南摩ダム・湯西川ダム・ハッ場ダム

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 20 2008年6月9日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

“ムダなダム”裁判 今後の日程 いずれも宇都宮地裁302号法廷

☆ 7月 3日（木）11：00～ 対県知事・3ダム訴訟

ハッ場ダムの治水負担金の問題について、準備書面の提出と口頭陳述の予定

☆ 7月16日（水）16：45～ 対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟

第18回。証人尋問もすべて終了し、7月16日で結審の予定。この日は最終準備書面を出す予定。裁判終了後、弁護士会館で説明会開催。

2007年度

「ムダなダムをストップさせる栃木の会」総会

日時：7月16日（水） 裁判終了後の説明会に引き続き
開催します

会場：栃木県弁護士会館

**風穴から冷気が吹き出し
周囲には貴重な植物がたくさん**

湯西川ダムで水没する風穴と周辺植物群の観察会（6月1日）

“風穴”自体、貴重な自然ですが、その特異な地形のために周辺には稀少な植物が生息しています。ダムの建設により風穴は水没し、その周辺の自然も失われてしまいます。今回の観察会では、風穴を長年研究している植物の専門家・長谷川順一さんが同行し、解説してくださいました。

当日はハッ場ダムをストップさせる茨城の会の神原禮二さんも参加されました。茨城の会ではハッ場ダムに加え、南摩ダム、湯西川ダムの問題にも異議を唱える活動をされています。今後、栃木の会も茨城の会と連携をしていけるといよいですね。

観察会の状況を、参加者の一人である市民オンブズパーソン栃木所属の伊藤昭男さんに報告していただきました。（次ページへつづく）

絶好の行楽日和

6月1日、湯西川ダム建設予定地周辺の証した風穴や付近の植生に関する観察会が「ムダなダムをストップさせる栃木の会」等の主催で開催された。

前日の雨は見事に晴れ上がり、絶好の行楽？日和となったこの日、私もパーソン栃木の一員として参加させていただいた。まず、これ以上ないような好天に恵まれたことに感動、感謝。参加者数29名、中には幼いお子さん連れのご家族の方もおられた。



ダムサイト予定地からすぐ上流の赤下地区。出発前に長谷川先生のお話を聞く。

赤下地区で風穴観察

10時頃、観察会スタート。「栃木の会」事務局長の伊藤さんに資料を頂き、植物学者・長谷川順一先生の案内で湯西川沿いの間道に入って行く。当日の朝10時の気温は17度。風穴までの道すがら、これはニッコウヒヨウタンボク、これはルイヨウショウマと次々に草木の名前等を説明される長谷川先生の学識に驚く。また、同日参加された「日本野鳥の会」の方から栃木県の県鳥である材刈の鳴き声が聞こえたとの報告を受ける。

程なく赤下風穴のところへ。するとやはり周囲より明らかに寒さを感じる。早速長谷川先生が用意され、何名かに配っていただいた温度計で風穴前の外気温と、風穴の吹き出し口の温度を計測する。外気温14度、風穴吹き出し口の温度は、いくつかある風穴にもよるが、-0.5度から+5度程度の範囲であることが分かった。そしてこれも先生のご配慮で風穴の吹き出しを確認するための線香に火をつけ、その煙で冷気の出方を見る。するとハッキリとした風速ではないが穴の内部より冷気が流出しているのがよく判る。

また、風穴のすぐ傍には、ミヤマタバミ、ケンソウカバナ等、貴重な植生が見られることも先生より説明を受ける。

ダム訴訟の経過報告

4、50分ほどでその場を離れ、湯西川の川原へと向かう。川原では、ダム訴訟弁護団の大木

弁護士より、3ダム訴訟及び湯西川ダム利水訴訟についての裁判経過の話があった。

栃木県知事や宇都宮市長相手の住民訴訟となるこの裁判は、私も一度傍聴させていただいたのだが、湯西川ダム宇都宮市長相手の裁判での原告側証人・嶋津暉之氏の陳述内容は、素人の私が聞いてもきめ細かく、万全の証言内容であると思われた。この後は何を反対尋問するのかと思うほどの素晴らしいものである。対するに、被告行政側のあまりにいい加減なデータの出し方、全く信じられないような内容には言葉もない。

住民運動でダム計画を見直させよう

昔から、官の横暴・権力の濫用は枚挙に暇がないが、特に昨今はその傾向が酷いようである。社会のあらゆる場面において官と民との摩擦・軋轢が顕著になっている。

訴訟弁護団の須藤弁護士の話では、裁判によりダム関係の問題が住民側勝訴となりダム建設計画がストップした例はないということだが、少しずつでもわれわれ住民がこのような運動を続けることで、官自身が計画を見直すという機運は出来つつあるようである。

日本人の国民性として昔からいわゆる御上意識というものが強く、なかなか国の主権者たる意識が持てないところに大きな問題があると思うが、継続は力である。われわれの運動が一歩でも前進することにより、官の意識ひいては国のあり様が変わってゆく事を信じ、これからも頑張っていこうではないか。

人いやす 青葉若葉や 湯西川

市民オンブズパーソン栃木 伊藤 昭男

当日確認した植物種の一部

風穴付近で・・・サルコメソウ、コミヤマカタバミ、ベニバナチヤクリウ、ウサギシダ、ケゴソアガバナ、エゾヒヨウタンボク、
エゾフスマ、シラオイハコベ、ニッコウヒヨウタンボク、アラゲヒヨウタンボク、ミヤマカラビ

湿地で.....ラショウモンカズラ、クマイケサ、チヨウザクラ、

川岸で.....サルヨリ、ウツミズザクラ、ミズキ

風穴とは

- ① 溶岩が固まる過程で空洞が生じ、そこから冷気が吹き出すもの・・・富士山の風穴など
- ② 岩壁が崩落して岩塊が堆積し、その隙間から冷気を噴出するもの・・・栃木県内では旧栗山村赤下、日陰、旧塩原町富士山の3カ所の風穴が知られている。
冬に岩塊に侵入した雪や水が凍り、春~夏も氷塊が残るため、岩塊堆積地の下部から冷気が出ると考えられる

“ムダなダム”裁判・法廷の状況

**過大な水需要予測は湯西川ダムの呪縛によるもの
合理的な予測をすれば現在の水需要でも充分な余裕がある
...嶋津証人が陳述**

対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟 第16回・08/4/9

原告側証人として水問題研究家の嶋津暉之さんが法廷に立ち、湯西川ダムの利水の問題点に関する意見を、パワーポイントを用いながら約3時間にわたり陳述した。

大木弁：まず、証人の著書「水問題原論」について、その内容を述べてください。

嶋津証人：大学院と東京都公害局での研究で得られた専門的知見に基づき、情報公開等で入手したデータを用いて書いたものです。水需要の増加に対しダムは大きな犠牲が伴うことから、工業用水の需要を何とかして減らしたいという思いがあった。その研究の結果、工場の水使用の合理化を進めれば使用水量の大幅な削減が可能であることが明らかになった。

都公害局では研究成果を行政の場で実践できる仕事に就いた。地下水大口使用工場を指導し、地下水揚水量を減らす仕事に取り組み、20万トンの需要を6万トンまで減少させることができた。

その成果が認められ、建設省調査委員会のメンバーとして参加し、78年「水使用合理化技術の調査報告書」をまとめた。水使用の合理化を進めばダムを造らないでも済むことが明らかになったことで、水行政が変わっていくことを期待した。

訴訟にも関与した。長良川河口堰、琵琶湖総合開発など。相模大堰（官が瀬ダム）差し止め訴訟、徳山ダム建設差し止め訴訟では、両方とも敗訴ではあったが内容的には判決の中で「水需要の実績値と予測値が乖離してきたのであるから、予測値の過程を再検討すべき・・」「早急に水需要予測を見直し、最終的な費用負担者である住民の立場に立って水余りや費用負担増大等の問題点の解決に真摯に対処することが望まれる」との文言を得ることができた。

大木弁：本件の宇都宮市水道の1日最大給水量の実績と予測値の大幅な乖離に関してはどのように考えますか。

嶋津証人：給水人口の予測値と実績値はほぼ一致しているが、1人1日最大給水量の実績と予測値は大きく乖離している。予測の誤りの原因は、①1人あたりの生活用水の予測が過大であること。市は消費支出やトイレ水洗化率という、水需要と全く相關していない要素を増加要因としたためだ。

大木弁：宇都宮市が有収率の設定を低くしていることについて。

嶋津証人：85%に達したあと、上昇していない。88%という計画値そのものが低すぎるが、その計画値にも達していない。漏水防止対策にかける金額が減少している。福岡市では130億円をかけ有収率95%まで達している。

宇都宮市水道について、合理的と思われる数字を用いて合理的な水需要予測を行ったところ、宇都宮市の予測は極めて問題が多い予測であると判った。参考のために大阪府水道と横浜市水道について見てみると、減少要因と増加要因の影響を合理的に予測しており、1人当たりの生活用水は漸減傾向となっている。大阪府は大戸川ダムと丹生ダム計画からの撤退を表明し、横浜市も官が瀬ダム以降、新規に参加するダム計画が存在しないことから、ダム計画に囚われず実績重視の合理的な水需要予測ができる状況にあるからだ。それに対し宇都宮市の場合には湯西川ダムの呪縛がある。

大木弁：保有水源の見直しについて。

嶋津証人：宝井水源のコストと湯西川ダムのコストを比較しているが、前提条件となる稼働率の設定が問題だ。湯西川ダムの稼働率100%に対して宝井水源の稼働率を極めて低く設定しているので、その結果宝井がコスト高となるという。クリプトスピリジウム対策費も他の浄水場の対策費を参照すると過大だ。宝井水源を捨て、湯西川ダムを取るために意図的におこなわれたことであろうが、逆ではないか。

松田新田浄水場のロス率が高いのは、完全クローズドシステムでないことが理由であろう。スクリーンのメッシュが粗く、ごみを川に流していることも問題だ。

白沢の水源量を過小評価している。取水量が増えるのは夏場なので夏場の水源量で対応すればよい。「水源量を冬場に固定はしておらず、各事業体の判断にゆだねている・・」というのが厚労省の見解であることを確認している。

大木弁：これらの保有水源を正当に見直すと？

嶋津証人：現状で、湯西川ダム無しで24万トン／日を保有している。合理的な予測をすれば最大需要量は199,500トン／日なので、充分（20%も）余裕がある。

大木弁：湯西川ダムからは他県も水道用水を取水する予定だが。

嶋津証人：東京都をはじめとする6都県の水道用水の実績動向は、工業用水は減少傾向にあり、生活用水もピークを過ぎて減少傾向にある。

千葉県では余剰水をかかえている。千葉県工業水道は水あまりである。茨城県の水道も工業水道も水あまりである。

湯西川ダムの4つの利水目的のすべてが水あまりということになる。

須藤弁：では湯西川ダムの治水目的の検証をしたい。

嶋津証人：利根川水系工事実施基本計画によると鬼怒川水系では1975年には五十里ダム、川俣ダム、川治ダムという3つのダムによる治水計画ができていた。それが1992年に4つ目の湯西川ダムが加わっても基本計画上の数値（石井地点、水海道地点における計画高水流量）は以前と同じだった。2005年なって河川整備基本方針で石井地点での基本高水流量が $600 \text{ m}^3/\text{s}$ だけ小さくなった。この訴訟が提起され湯西川ダムの必要性が無いことを指摘されたため、湯西川ダムの効果をアピールする必要に迫られたと思われる。しかし水海道地点では以前と同じ数字であったため新たな矛盾が生じた。

そもそも石井地点の基本高水流量の数字が妥当なのかという疑問がある。石井地点では流量観測値が少ないため推定流量が使われているが、その推定流量には水海道地点の観測流量から見ると過大な値が少なくない。基本高水の計算を正しく見直せば、約 $480 \text{ m}^3/\text{s}$ という湯西川ダムの効果は不要なものということになる。情報公開で得たデータを使って鬼怒川の現況流下能力を調べてみると、滑り破壊（堤防の上に水が乗って堤防を破壊する）やパイピング破壊（堤防に穴が開いて堤防を破壊する）の危険性が特に下流部で大きい。堤防の補強を速やかに行うべきであるが、国の予算は河川改修のための費用が半減する一方で、八ヶ場ダム、湯西川ダム建設の事業費は急増している。

全国的傾向として生活用水、工業用水は減少してきており、今後も水余り傾向は続く。109基のダムは中止されたが小さいダムである。湯西川ダムは速やかに中止されるべきと考える。「ダム計画が先にありき」になっている。必要があって計画が造られるべき。湯西川ダムは本当に必要なのか、と原点にかえって考へるべきではないか。

5分間の休憩後、被告側からの反対尋問

上下水道局代理人（渋川弁護士）：証人の専門分野は。

嶋津証人：大学院では水使用合理化の技術的研究。都公害局では水使用合理化の技術指導です。

渋川弁：宇都宮市の推計と実際の乖離は大きいと言えるのか。

嶋津証人：13%ほどの乖離だから、これは大きい。

渋川弁：負荷率でなぜ大阪府の例を出したのか。

嶋津証人：客観性があるので他の都市にも当てはまると思った。

渋川弁：福岡市の有収率を例に出しているが、特殊な例ではないのか。

嶋津証人：有収率が90%以上の都市はたくさんあり、福岡市が特殊な例ということはない。

渋川弁：膜ろ過装置がなぜ羽村市の例なのか。

嶋津証人：同じ時期の導入なので参考にした。

渋川弁：紫外線殺菌設備に関して。なぜ八戸市を例に出したのか。

嶋津証人：たまたまネット上で見つけた。他にも例はあると思う。

渋川弁：水は川や地下水から取水するので、自然に頼らざるを得ない。大干ばつが日本でも起こる可能性はある。ある程度の余裕は必要ではないか。

嶋津証人：そういう面もある。ある程度は必要。宇都宮市の場合も20%の余裕はある。宇都宮市長代理人（阪口弁護士）：余裕率（利水安全率）について聞きたい。横浜市の余裕率は。

嶋津証人：20～30%と思う。

阪口弁：（過去に）ダムを造るという努力をしたからではないのか。

嶋津証人：むだな努力をしたと思う。

阪口弁：蛇口からの水よりもペットボトルの水を飲む人が増えた。これも減少要因か。

嶋津証人：飲み水は2リットル／日／人程度なので、主要な減少要因ではない。

阪口弁：渇水対策としては多少の渇水は我慢すべきか大渇水にも対策しておくべきなのか。

嶋津証人：市の計画自体がどの程度の渇水を想定しているのかわからないので、答えようがない。通常は10年に1回程度の渇水を想定していると思う。宇都宮市の場合、20%の余裕があるので、10年に1回よりももっと大きい渇水にも対応できると考える。（大渇水といつても）際限がない。異常な渇水もきちんと計算をして考えるべきではないか。

阪口弁：地下水源について。

嶋津証人：白沢、宝井の水源を正当に評価すれば、湯西川ダムに参画することはなかった。

白沢水源の水源量を冬の数字で評価するのか夏の数字で評価するのかについて、省令ではそこまで求めていないということだった。市の判断であるということだ。

阪口弁：白沢水源は比較的浅い地層にあるので、環境の影響を受けやすいが。

嶋津証人：それでも冬期に6万トン取水できている。

阪口弁：宝井水源のクリプトスボリジウム対策について。

嶋津証人：紫外線消毒装置は比較的最近になって厚労省から認められた。

阪口弁：膜濾過装置に比べてデメリットはないのか。

嶋津証人：厚労省で認めている方法である。

阪口弁：工業団地などで今後工場が増えたら水需要は増えるのではないか。

嶋津証人：工場が増えて、かつてのようには水需要は増えない。

阪口弁：有収率を向上させるには。

嶋津証人：配水管の交換と同時に給水管の漏水箇所を丹念に調査して修理していくことが必要だ。

以上、たくさんのデータに裏付けられた理路整然とした嶋津証言でした。パワーポイントも簡潔で、裁判官にも判りやすかったことと思います。 （文責：葛谷 理子）

対栃木県知事・3ダム訴訟 第16回 08/4/24

南摩ダム・湯西川ダムの治水に関する準備書面（国交省の回答に対する反論）の提出。八ッ場ダムの治水に関して国交省に出していた調査嘱託の回答が届いたが、肝心の県とのやりとりに関しては答えがなかったため、次回に先送り。

対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟

第17回 08/5/14

湯西川ダムが環境に与える影響について、日本野鳥の会・高松健比古さんの意見書を提出した。口頭陳述なし。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：小山市城東2-10-22

T E L : 0285-23-8505

F A X : 0285-22-5608

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609